

令和3年度

償却資産申告の手引き

(固定資産税)

基本姿勢(元のデザインアレンジ)
23: 海の中のサンナちゃん。(立っている)



- 申告期間 令和3年1月4日(月)～1月末日
- 提出書類
 - ①償却資産申告書
 - ②種類別明細書(増加資産・全資産用)
 - ③種類別明細書(減少資産用)
 - ④マイナンバー確認書類

※ 申告書を郵送される方で、申告書の控えが必要な方は、返信用封筒(宛名記入・切手貼付)を同封してください。

※ インターネットを利用した申告も可能です。詳しくは、eLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。[\(http://www.eltax.jp/\)](http://www.eltax.jp/)

○提出・問い合わせ先

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451

恩納村役場 税務課 償却資産担当

TEL : 098-966-1206 FAX : 098-966-1266

青と緑が織りなす活気あふれる恩納村

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

資産の種類		主な償却資産
第1種	構築物	建築設備のうち受変電施設、予備電源設備、内装・内部造作等、路面舗装、門、庭園、塀、緑化施設等の外構工事、広告設備、屋外給排水設備など
第2種	機械及び装置	旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、ホイスト、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、太陽光発電装置など
第3種	船舶	ボート、漁船、釣船など
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト、モーターサイパーなどの大型特殊自動車（分類番号「0」、「00」～「09」、「000」～「099」及び「9」、「90」～「99」、「900」～「999」）、荷車、手押車など ※自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く。
第6種	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機、コピー機、音響機器、娯楽用機器、貸衣装など

2 申告が必要な資産

令和3年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

下記の資産も事業の用に供することができれば申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 簿外資産（贈与等で取得した資産で、帳簿には記載されていないが本来は償却資産となるもの）
- ③ 償却済資産（減価償却を終えた資産）
- ④ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ⑥ 資本的支出としての改良費（新たな資産の取得とみなされ、本体とは独立した資産）
- ⑦ 赤字決算などのために減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産
- ⑧ 取得価額が20万未満であっても、個別に減価償却している資産
- ⑨ 取得価額が30万未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産
- ⑩ 家屋に施した建設設備・造作等のうち、次の表において◎で示すものは、償却資産に該当しません。家屋の所有者以外の賃借人（テナント）が施したもので、その所有権が家屋の所有者に帰属しないものについては、構築物として賃借人が償却資産の申告をする必要があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電設備		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備	屋外設備		◎		◎	
	照明器具設備	屋内設備	○			◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備		特定の生産又は業務用設備		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
	電話設備		電話機、交換機等の機器		◎		◎
			配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備		設備一式		◎		◎
	放送・拡大声設備		マイク、スピーカー等の機器		◎		◎
			配管・配線等	○			◎
自動扉設備		設備一式	○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外施設備、引込工事		◎		◎	
		特定の生産又は業務用設備					
	給湯設備	局所式給湯設備（流し用）		◎		◎	
		局所式給湯設備（ユニットバス）	○			◎	
		中央式給湯設備					
	ガス設備		屋外施設備、引込工事		◎		◎
			特定の生産又は業務用設備				
		屋内の配管等	○			◎	
衛生設備		設備一式（洗面器、大小便器）	○			◎	
消火設備		消火器、避難器具、ホース等		◎		◎	
		消火栓設備、スプリンクラー設備	○			◎	
空調設備	空調設備	天井埋込式、天井吊り型	○			◎	
		天井吊り型、ルームエアコン（壁掛）		◎		◎	
		特定の生産又は業務用設備					
	換気設備		特定の生産又は業務用設備		◎		◎
上記以外の設備			○			◎	
運搬設備	昇降設備	製品搬送設備、リフト（工場用）		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター	○			◎	
その他の設備	駐車場設備	精算機、発券機		◎		◎	
	外構工事	工事一式（門・塀・緑化設備等）		◎		◎	

業種別の主な償却資産の例

各業種共通のもの	駐車場設備、舗装路面、緑化設備、庭園、門扉、外構、外灯、受変電設備、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、金庫、レジスター、消火器等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、ショーウィンドー、日よけ等
喫茶店・飲食店	接客用家具、備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、カウンター、室内装飾品、タオル蒸器、製麺機、日よけ等
理容業・美容業	理（美）容椅子、応接セット、洗面設備、消毒殺菌用機器、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ機、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装機、給排水設備等
医院 歯科医院 薬局業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャン、消毒殺菌用機器、歯科診察用ユニット、投影機、光学検査機器、保育器など）、薬品戸棚、陳列ケース等
不動産賃貸業	駐車場舗装、フェンス、ごみ置き場、自転車置き場、ルームエアコン等
駐車場業	棚、照明等の電気設備、駐車設備（機械設備、ターンテーブル）等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス型、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
印刷業	各種印刷機、活字版鋳造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、大型特殊自動車、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、コンクリートカッター等
ガソリン給油所	ガソリン計量器、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、自動販売機、構内装置、独立キャノピー等
自動車整備業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、溶接機、万力、充電器、コンデンサー、グラインダー、ドリル、検査工具、取付工具、切削工具、オイルクリーナー、コンプレッサー、事務機器等
食肉・鮮魚販売店	冷蔵庫（室）、陳列ケース、肉切断機、挽肉機、ポンプ機等
ホテル・旅館業	自家発電装置、放送設備、接客用備品等
農業	田植機、噴霧器、藩主機、耕運機、ビニールハウス、ネット、選果機、精米機、農機具等
漁業	漁船、冷蔵庫等

3 国税の取扱いとの主な違い

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますのでご注意ください。

項目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として 「固定資産評価基準」※1 に定める減価率によります。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 （建物については定額法） 【平成19年4月1日以降取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物については定額法）
圧縮記帳 ※2	認められません	認められます
特別償却・割増償却 即時償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
中小企業者等の少額 減価償却資産の損金 算入の特例 ※3 （租税特別措置法）	認められません	損金算入が可能 （租税特別措置法第28条の2、 第67条の5、旧第67条の8）
評価額の最低額	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）

※1：「固定資産評価基準」とは、地方税第388条に基づく総務大臣の告示です。

※2：圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したもののについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

※3：租税特別措置法において、中小企業者に該当する法人・個人事業者については、取得価格が30万円未満の減価償却資産を損金に算入できる措置が講じられていますが、この特例は国税に関する制度ですので、固定資産税（償却資産）では適用されません。したがって、この**特例により損金算入した資産は、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。**

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和2年1月1日現在償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- ア. 償却資産を他に賃貸している方
- イ. 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ. 割賦販売の場合、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
(所有権移転リースの場合も同様の考え方により、原則として借主の方)
- エ. 償却資産の所有者が分からない場合、使用されている方
- オ. 償却資産を共有されている方(連名でご申告ください。※例「宜野座太郎 他2名」)
- カ. 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等の方

2 申告の対象とならない資産

次のような資産は、課税の対象となりませんので、申告の必要はありません。

- ア. 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
- イ. 牛、馬、果樹その他の生物(ただし、観賞用に使用する場合は、申告の対象です。)
- ウ. 無形減価償却資産(営業権・意匠権・ソフトウェア)、電話加入権
- エ. 繰越資産(開業費等)
- オ. 書画・骨董(ただし、複製・イミテーションのようなもので、装飾的な目的に使用されるものは申告の対象です。)
- カ. 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- キ. 耐用年数が1年未満のもの
- ク. 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産で、その所有者(貸主)が取得した際の取得金額が20万円未満のもの
- ケ. 税務会計上

①取得価額が10万円未満のもので、一時損金又は必要な経費に算入された資産

②所得価額が20万円未満のもので、3年間で一括して均等償却した資産

<少額の減価償却資産の取扱いについて>

償却方法 \ 取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入/必要経費※ ¹	申告対象外			
3年一括償却※ ²	申告対象外		申告対象	
リース資産(ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
中小企業特例※ ³ (租税特別措置法適用)	申告対象			申告対象
個別減価償却	申告対象			

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和2年3月31日までに取得した資産です(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。

Ⅲ 申告の方法について

1 償却資産申告書の様式

償却資産申告書の様式は、地方税法施行規則において全国的に統一されています(第26号様式、別表1・2)。パソコン等で独自に申告書を作成する場合には、全国的に統一されている様式に準ずるもので申告をお願いします。

2 申告の区分と提出書類

提出書類 区分		申告書 第26号 様式	種類別明細書		記入上の留意事項	
			増加・ 全資産用	減少 資産用		
一般方式	はじめて申告をされる方	○	○ (全資産)		令和3年1月1日現在、恩納村に所有する全償却資産を記入してください。	
	前年度以前に申告をされている方 ※平成31年1月2日から令和2年1月1日までの間	①増加資産がある方	○	○ (増加)		対象資産を記入してください。
		②減少資産がある方	○		○ (減少)	対象資産を記入してください。
		上記①と②がある方	○	○ (増加)	○ (減少)	対象資産を記入してください。
		資産の増減がない方	○			備考欄へ「増減なし」と記入してください。
		該当資産がない方	○			備考欄へ「該当資産なし」と記入してください。
廃業・解散 村外への移転等	○			○	備考欄へ「廃業・解散移転等」と記入し、その日付を記入してください。	
全資産申告(電算処理申告)		○	○ (全資産)		備考欄に「企業電算申告」と記入してください。	

〈申告方式〉

増減資産申告：「増加資産/減少資産申告」により、資産種類一品ごとに取得年月、取得価格、耐用年数を申告してください。

全資産申告：「電算処理申告」により、企業所有の電算機で全資産一品ごとに必要項目を入力し、課税標準額まで算出していただき申告してください。

3 事務所、事業所等、資産の所在地、住所、氏名又は名称が変更になった場合

変更前の記述を、申告書の「18 備考」欄に記載してください。

4 解散、廃業、村外への移転等の場合

申告書の「18 備考」欄に解散等の時期を含め、その旨を記載してください。

5 個人番号・法人番号の記載について

① 申告書への記入方法

手引き 11 ページをご参照いただき、個人の方は 12 桁の個人番号を、法人にあたっては 13 桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰で記載してください。

② 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただいた場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の(1)又は(2)の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ 1 種類ずつ添付していただきますようお願いいたします。

(1)本人が申告書を提出する場合

	番号確認書類	身元確認書類
窓口・郵送	【下記のいずれか 1 点】 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票等の写し	【下記のいずれか 1 点】 個人番号カード、運転免許証等の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類 【上記の提示ができない場合は、下記のいずれか 2 点】 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当 等
電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類の添付は不要	

(2)代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認書類	代理人の身元確認書類	代理権確認資料
窓口・郵送	【下記のいずれか 1 点】 本人(委任者)の個人番号カード、本人(委任者)の通知カード、本人(委任者)の個人番号が記載された住民票等の写し	【下記のいずれか 1 点】 代理人の個人番号カード、代理人の運転免許証、代理人の税理士証票等	税務代理権限証書 委任状
電子申告	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類の添付は不要		

※法人番号は、公表される番号により番号法に基づく本人確認は必要ありません。

IV 償却資産の税額について

1 償却資産の評価及び税額の計算方法

(減価残存率表) A=1年目 B=2年目以降

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	A	B		A	B		A	B
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.891
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	26	0.957	0.915
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	27	0.959	0.918
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	28	0.960	0.921
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	29	0.962	0.924
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	30	0.963	0.926
11	0.905	0.811	21	0.948	0.896	31	0.964	0.928

① 評価額の求め方

取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに、それぞれの資産の評価額を求めます。

A及びBは、耐用年数に対応する「減価残存率」を表しており、取得価額にその減価残存率をかけて評価額を求めます。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合、取得価額の5%の額が評価額となります。

- ・前年中に取得した資産の評価額 = 取得価額 × A
- ・前年前に取得した資産の評価額 = 取得価額 × A × B
- ・上の1年前に取得した資産の評価額 = 取得価額 × A × B ×

B

② 課税標準額

賦課期日(1月1日)現在の全資産の評価額の合計が、課税標準額となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、評価額の合計から軽減額を控除したものが課税標準額となります。課税標準の特例(地方税法第349条の3及び同法附則第15条)については、他項目にわたりますので、次頁をご参照ください。

③ 免税点

課税標準額が、150万円未満の場合は課税されません。

なお、150万円未満となるかどうかは、評価額の計算をした結果により判明しますので、償却資産の多少にかかわらずご申告ください。

④ 税額

税率は1.4%です。したがって、年税額は次のように求められます。

- ・課税標準額(千円未満切捨) × 税率(0.014) = 年税額(百円未満切捨)

⑤ 納期限

年税額（当該年度に納める額）を5月末、7月末、12月25日及び翌年2月末の年4回を納期限として納めていただきます。

2 課税標準の特例・非課税について

地方税法や同法附則で規定する一定の要件に該当するものは、非課税や課税標準の特例が適用されます。該当する資産がありましたら、申告書「10 非課税該当資産」及び「11 課税標準の特例」の「有」を○で囲み、償却資産申告書の「18 備考」欄及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の適用欄に「特例該当」又は「非課税該当」と記載した上で、適用条項をご記入ください。

① 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

（例）船舶、太陽光発電設備、生産性向上特別措置法にかかる先端設備等の特例等

※毎年の税制改正により新設、廃止、縮減・拡張されることがあります。特例該当資産の確認のため、申告の際に資料の添付をお願いします。

② 非課税

地方税348条及び同法附則第14条に規定する一定要件を満たす償却資産は、固定資産税が非課税となるものがあります。

3 固定資産税の課税免除について

産業の振興と雇用の拡大に寄与することを目的に、沖縄振興特別措置法に定める指定地域において、事業の用に供する施設又は設備を新設又は増設した場合、当該対象施設又は対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を新たに課されることとなった年度以後最大5年度分に限り免除することができます。

固定資産税の課税免除を申請する際は、「固定資産税の課税免除申請書」を提出していただく必要がありますので本村までお問い合わせください。

なお、制度の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

公益財団法人 沖縄県産業振興公社

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

TEL 098-894-6377（平日 8:30~17:15）

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地の1 沖縄産業支援センター4階

4 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第368条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をした場合、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

5 申告内容の確認調査についてお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話での問い合わせや資料提供の依頼を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い、資産の申告もれ等が判明した場合は申告内容の修正をお願いすることがありますのでご了承ください。

6 過年度課税について

申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年度分）遡及することとなります。なお、過年度の課税が発生した場合は、一括で納付していただきます。

合は記載が必要です。もれなくご記入ください。

令和 平成 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1 枚のうち	
所有者コード (例) 123-456												〇〇株式会社		1 枚目	
行 番号	資産 コード	資産の名称等		数量	取得年月 等	取得価額 (4)	耐用 年数 (5)	減価 率 (6)	価 額 (7)	課税標準額 (8)	課税標準額 (9)	摘要	1 枚目	2 枚目	
					年 月	十 万 千 円			十 万 千 円				1・2	3・4	
01	1	コンクリートブロック塀工事		1	4 30 3	2200000	15	0					1・2	3・4	
02	2	アルミ裁断加工機		1	4 23 4	3000000	8	0					1・2	3・4	
03	3	太郎丸		1	4 23 3	500000	9	0					1・2	3・4	
04	6	パソコン		1	4 30 6	150000	4	0					1・2	3・4	
05	6	クーラー		1	4 30 9	300000	6	0					1・2	3・4	
06								0					1・2	3・4	
07								0					1・2	3・4	
08								0					1・2	3・4	
09								0					1・2	3・4	
10								0					1・2	3・4	
11								0					1・2	3・4	
12								0					1・2	3・4	

- 「※所有者コード … 本村で付番されたものをご記入ください。(共通)
- 「資産の種類」… 手引きの1ページを参考にその種類の数字をご記入ください。(共通)
- 「資産の名称等」… 漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字、数字等でご記入ください。(共通)
- 「数量」… 資産の数量(増減)をご記入ください。(共通)
- 「取得年月」… 資産の取得年月をご記入ください。(共通)
- 「取得価額」… 資産の取得価額を記入。ただし、圧縮記帳については認められませんので、実際の取得価額をご記入ください。
- 「耐用年数」… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げられている耐用年数を記入してください。
- 「減価残存率・価額・課税標準の特例・課税標準額」
 - … 手引きの8~9ページを参考にそれぞれご記入ください。課税標準の特例がある場合は、その率を価額に乗じたものを課税標準額とし、「摘要」欄に適用条項を記入してください。
- 「増加・減少理由」… 該当するものを○で囲んでください。
- 「適用」… 移動による説明や非課税、課税標準の特例の場合の適用条項をご記入ください。

令和 平成 年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		1 枚のうち	
所有者コード (例) 123-456												〇〇株式会社		1 枚目	
行 番号	抹消 コード	資産の名称等		数量	取得年月 等	取得価額 (4)	耐用 年数 (5)	減価 率 (6)	減少の事由及び区分 (7)	摘要	1 枚目	2 枚目			
					年 月	十 万 千 円			1 1 2 3 4 2 1 2 3 4 3 1 2 3 4 4 その他		1・2	3・4			
01	2 12345670006	セパン		1	3 62 3	1536400	9	63	1・2・3・4		1・2	3・4			
02	2 12345670017	断裁機		1	4 22 4	1700000	9	23	1・2・3・4		1・2	3・4			
03	6 12345670021	パソコン		1	4 12 5	105000	4	13	1・2・3・4		1・2	3・4			
04									1・2・3・4		1・2	3・4			
05									1・2・3・4		1・2	3・4			
06									1・2・3・4		1・2	3・4			
07									1・2・3・4		1・2	3・4			
08									1・2・3・4		1・2	3・4			
09									1・2・3・4		1・2	3・4			
10									1・2・3・4		1・2	3・4			

「取得価額」…全部減少の場合は、当該資産全体の取得価額をご記入ください。一部減少の場合は、当該資産の減少分に相当する取得価額を記入。（もとの取得価額から減少分を差し引いた残りの分ではない）